

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)、国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、<u>国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)</u>、国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則(平成16年達示第75号)をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)、国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則(平成16年達示第75号)をいう。</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>附 則(令和7年達示第35号) この規程は、令和7年4月1日から施行する</p>